

## 葛飾区食品等の放射性物質検査実施要領

平成 24 年 9 月 28 日  
地域振興部長決裁

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区民（以下「区民」という。）の食品に含まれる可能性のある放射性物質に対する不安の解消を目的に、区民が消費する食品等の放射性物質検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第 2 条 この要領による検査（以下「検査」という。）の対象者は、葛飾区内に住所を有する者とする。

### (対象品目)

第 3 条 検査の対象物は、食品又は飲料物とする。この場合において、当該食品又は飲料物は、現に市場に流通していることを要しないものとする。

### (実施場所)

第 4 条 検査の実施場所は、葛飾区消費生活センター 2 階テスト室とする。

### (実施時間)

第 5 条 検査実施日は、金曜日又は土曜日の 9 時から 17 時まで（年末年始を除く。）とする。ただし、区長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (費用)

第 6 条 検査に要する費用は、無料とする。

### (申請及び検査の実施)

第 7 条 検査を受けようとする対象者は、食品等の放射性物質検査申請書（第 1 号様式）により区長に申請するものとする。

2 区長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、検査を行うものとする。

### (検査回数)

第 8 条 検査の実施は、1 日 2 検体とする。

2 前条第 1 項の規定による申請は、1 対象者につき、1 日 1 検体までとする。

### (結果報告)

第 9 条 区長は、検査が終了したときは、食品等の放射性物質測定結果報告書（第 2 号様式）により当該申請者に対し、速やかに結果を報告するものとする。

2 区長は、検査の結果が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項に基づく食品中の放射性物質の規格基準（平成 24 年 4 月 1 日施行）の各基準値の 2 分の 1 以上であるときは、保健所長にその旨を連絡するものとする。

(確定検査)

第 10 条 区長は、前条第 2 項に規定する場合においては、当該検体に対し、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査（以下「確定検査」という。）を行うものとする。

(公表)

第 11 条 区長は、検査又は確定検査を行ったときは、その結果をホームページ等により公表するものとする。

(検体の処理)

第 12 条 区長は、検査終了後の検体を処分するものとする。ただし、当該申請者が、当該検体を引き取りたい旨を申し出た場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、区長は、当該検体による食中毒その他の事故については、その責めを負わないことについて、当該申請者に了解を得るものとする。

(委託等)

第 13 条 区長は、検査（確定検査を除く。）の実施について、株式会社 H E R 東京営業所に委託するものとする。

- 2 検査項目その他の検査に必要な事項については、前項に規定する者と締結する委託契約書に定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、産業経済課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 10 月 4 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。